# 第５章　計画の推進と評価

## （１）計画の普及啓発

町は本計画の基本理念・基本方針を地域住民にホームページ等により正しく周知することに努め、施策の情報提供を通じてサービスの利用促進を図るとともに、本計画の推進に対する地域住民の理解と協力を得られるよう普及啓発を図ります。

## （２）庁内の推進体制

本計画に基づいて、障がいのある人や子どもが地域で安心して生活をしていくことを支援していくために、福祉分野だけでなく、医療、保健、教育、労働、生活環境、交通、住宅、防災防犯等の多様な分野にわたる施策の展開が必要であり、障がいのある人のすべてのライフステージにおいて、その人を中心に捉えて支援をしていくことが重要です。このため、まずは住民にわかりやすく利用しやすい相談窓口を設置し、当事者をはじめ、ご家族を含めた介助者等のニーズについて把握するとともに、把握したニーズや地域課題に適切かつ迅速に対応するため、庁内の関係各課との連携をさらに強化し、身体・知的・精神の３障害に加え、指定難病や高次脳機能障害、発達障害等、様々な特性の障害に広く対応できるとともに、専門的なケースにも対応できる推進体制の充実に努めます。

また、すべての職員が、障がいのある人や障害について正しく理解するために、障害者差別解消法を実践し、各主管業務において、社会的障壁が生じていないか、必要かつ合理的な配慮がなされているかを確認して、職務を遂行することができるように、意識の向上と実践に努め、心のバリアフリー化を推進します。

## （３）関係機関・団体との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策推進のために、国および県の動向を踏まえて、適切な施策展開を図ります。

特に、地域生活の充実策を図るうえで、県と町は対等の立場にあるという認識に立って、協議の場で議論を深め、共同・連携して先進的で有益な施策化に向けて推進します。

**会議でのご意見**

○国の制度や計画の内容、各種サービスについて、専門の方だけでなく、一般の方にも理解しやすいような表現、情報提供の方法を考えていくことが必要だと思う。

○計画の評価をはじめ、周知啓発の方法など、今後の具体的な取り組みについて協議できる場があるとよいのではないか。

## （４）計画の進捗管理

本計画をより実行性のあるものとするために、各事業を実施した結果どのような成果に結びついたかを、目標値との関連から評価・点検の進捗管理を行います。

なお、成果目標の評価は、本計画の目標年度である令和５年に実施します。

この計画の進行管理は「ＰＤＣＡサイクル」による継続的改善の考え方を基本とします。計画（Ｐｌａｎ）の推進には、計画の進捗状況（Ｄｏ）や事業等の効果を評価・点検（Ｃｈｅｃｋ）していく仕組みが必要であり、庁内の関係各課が連携し、サービスの利用量や地域移行および一般就労等の状況を定期的に評価・点検します。また、評価結果を踏まえて、必要となる対策を講じる（Ａｃｔ）ことで、より充実した障害福祉施策の推進に努めます。